

確定申告

感染拡大防止のため、来場不要のe-Tax(国税電子申告)や郵送申告を!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの人が訪れる確定申告会場に向かなくても、自宅などで確定申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで電子申告、または印刷して郵送で提出してください。e-Taxの利用には、マイナンバーカードおよび対応するスマートフォンなどが必要ですが、事前に税務署窓口などで手

続きし「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの場合は、e-Taxが利用できます(暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードを取得してください)。※ご不明なことは、電話での問い合わせの前に、ぜひ国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。



問合せ●e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(TEL0570・01・5901)

市民税・県民税の申告および簡易な所得税の申告相談

毎年、申告期間中は多くの人が来場するため、大変混雑します。令和3年分(令和4年度)の申告は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため極力来庁を控え、e-Tax(国税電子申告)や郵送申告をご利用ください。ことしは、以下の日程で申告相談を受け付けますが、感染防止対策のため、前年と同様、細分化した地区割り、整理券配布などを実施します。※持ち物などの詳細は市報2月号に掲載します。

川越税務署では、2月1日(火)から公的年金の受給者や給与所得者などの申告相談を行います(12ページ参照)。また、所得税の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。申告日の分散にご協力ください。

日時・場所

毎日、整理券配布による入場制限を行います。混雑時には待ち時間が長くなる場合がありますが、ご協力をお願いします。

受付時間 午前9時～午後4時

場所・日程・受付地域 2月9日(水)～3月15日(火)のうち、下表のとおり

場所	日程	受付地域
市役所本庁舎5階 A大会議室	9日(水)・10日(木)	上ノ原・上野台・大原・清見・長宮
	14日(月)・15日(火)	川崎・北野・滝・中丸・花ノ木・福岡・元福岡
	16日(水)・17日(木)	上福岡・福岡武蔵野・中ノ島・中福岡
	18日(金)・21日(月)	新田・築地・仲・西原・福岡中央・富士見台・松山・本新田
	22日(火)・24日(木)	池上・霞ヶ丘・駒西・駒林・駒林元町・新駒林・水宮
	25日(金)・28日(月)	西・福岡新田・丸山・南台・谷田
(大井総合支所2階) ゆめぼると	12日(土)	地域指定無し(例年大変混雑します)
	2日(水)・3日(木)	旭・亀久保
	4日(金)・7日(月)	鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・緑ヶ丘
	8日(火)・9日(水)	大井中央・東久保・大井武蔵野・ふじみ野
	10日(木)・11日(金)	市沢・うれし野・苗間
	14日(月)・15日(火)	大井・桜ヶ丘
	5日(土)	地域指定無し(例年大変混雑します)

●確定申告書用紙の配布

申告に必要な用紙は、1月24日(月)～3月15日(火)に市役所本庁舎と大井総合支所で配布します(土・日曜日と祝日を除く。市役所本庁舎は2月12日(土)、大井総合支所は3月5日(土)も配布)。

問合せ●税務課(TEL049・262・9011)※所得税については川越税務署(TEL049・235・9411)へお問い合わせください。

確定申告

川越税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

期間 2月1日(火)～3月15日(火)

※2月20日(日)・27日(日)以外の土・日曜日、祝日を除く。

受付時間 午前8時30分～午後4時(午前9時から相談開始。提出は午後5時まで)

場所 川越税務署(川越市大字並木452・2)

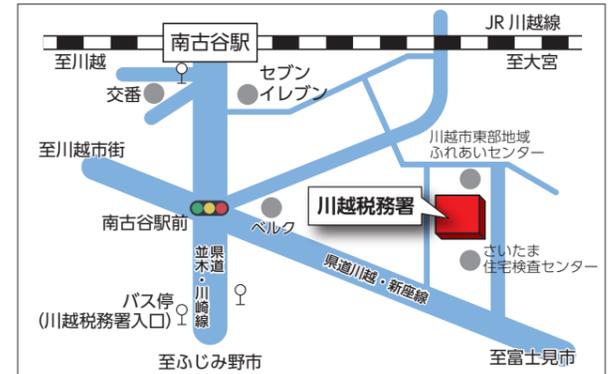
●来場時のお願い

・駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。  
 ※西武バス「川越税務署入口」停留所から徒歩6分、またはJR川越線南古谷駅から徒歩7分。

・入場には「入場整理券」が必要となりますが会場が混雑した場合は、日時をずらしての再来場をお願いする場合があります。入場整理券は、各会場で当日配布しますが、オンラインで事前に発行する方法も導入予定です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

・マスクの着用と検温にご協力いただき、37.5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りします。

・ことしは公的年金の受給者や給与所得者などの申告相談を、2月1日から行います。源泉徴収票など申告に必要な書類がそろい次第、早めに申告してください。



無料還付申告相談会(所得税の還付申告)※完全予約制

日時 2月6日(日)午前10時～午後3時30分

場所 川越市南公民館(川越市新宿町1・17・17ウエスタ川越1階、川越駅西口より徒歩5分)

対象 次のいずれかに該当する人①給与所得者・年金受給

者で収入600万円以下②給与所得者で医療費控除を受ける③年の途中で就職・退職し年末調整が済んでいない

申込方法 電話で申し込む(申込順)

☎ 関東信越税理士会川越支部(TEL049・246・6188)

問合せ●川越税務署(TEL049・235・9411自動音声案内)

所得控除

障害者控除に該当する対象者の認定

●認定書の交付を受けることで、

障害者控除または特別障害者控除の対象になる人

対象 65歳以上で、令和3年12月31日時点で市の介護保険の要介護認定を受け右表の要件のいずれかに該当する人

申請方法 (1)介護保険被保険者証(2)認め印(3)本人確認書類(写真有りは1点、写真無しは2点)を窓口を持参して申し込む(代理人の場合は、本人と申請者の(2)(3)が必要です)

※1週間程度で認定書または非該当通知書を申請者に発送します。

※次のいずれかに該当する人は、認定書の交付を受ける必要はありません。①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている②原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による認定を受けている

区分	要件
障害者控除	認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a Ⅲ b 認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がB1かB2 要介護状態区分が要介護2か3
特別障害者控除	認定調査票と主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度が共にB2以上で、その状態が6カ月以上継続していると認められる人 または市在宅要介護高齢者介護手当支給条例に規定する「在宅要介護高齢者」 認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣかⅤ 認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がC1かC2 要介護状態区分が要介護4か5

※いずれの要件も介護保険法による要介護認定にかかるもの。

申込先●高齢福祉課(TEL049・262・9038、市役所本庁舎1階)